

栃木労働局「今月(6月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 2024年度の行政運営方針の(概要版)を作成しました！

○栃木労働局が2024年度に取り組む施策について、わかりやすくまとめました。

「人材確保 ～栃木で働きたいを実現するために～」を基本コンセプトに以下の4項目を重点施策に設定し、労働基準行政、安定行政、雇用環境・均等行政が一体となって取り組みます。

- ①最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援の推進等
- ②リ・スキリング、人材確保等の支援の推進
- ③魅力ある職場づくり
- ④多様な人材の活躍

詳しくはこちら



【問合せ】栃木労働局雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

② 熱中症を防止しましょう！

職場においても熱中症が発生しており、全国的には、重篤化して死亡に至る事例も跡を絶たない状況にあります。また、県内でも昨年、熱中症による死亡災害が発生しています。

事業場においては、熱中症を防止するため、作業当日のWBGT値(暑さ指数)を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態を把握し、水分・塩分をこまめに摂取させましょう。

なお、熱中症を疑わせる症状が見られた場合など異常が生じたら、個人任せや一人にしないで、ためらわず病院に受診させましょう。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>



③ 令和6年度の労働保険の年度更新の手続きが始まります！(6/3～7/10)

○令和6年度労働保険年度更新の手続きは、**令和6年6月3日から7月10日まで**です。

◇年度更新申告書の書き方はこちら



○令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

○令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

◇労災保険の料率変更のリーフレットはこちら



○令和5年度確定保険料の算定に当たっては、年度更新申告書計算支援ツールをご活用ください。

◇年度更新申告書計算支援ツールはこちら



◇労働保険料の口座振替はこちら



労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

- ★ いつでもどこでも手続き可能！
- ★ 簡単・スピーディに申請！
- ★ ムダな時間やコストも削減！



法人共通認識基盤(gBizID)をご利用ください



④ 労働保険電子申請アドバイザーが活用できます！(無料)

○無料で労働保険電子申請の初期設定をお手伝いします。

訪問・オンラインにより**アドバイザー**を活用して、労働保険電子申請の初期設定をすることができます。



⑤ 令和7年3月高等学校卒業予定者の求人受付について

- ◆ 高等学校卒業予定者を対象とする求人を6月1日より受け付けます。
- 6月1日以降に管轄安定所へお申し込みください。
- 求人者マイページまたは求人申込書のご提出により受付可能です。詳細は栃木労働局ホームページをご覧ください。

栃木労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi/jigyounushi_jouhou/R6gakusotu_kyujin.html



- 申し込みいただいた求人は、7月1日以降に交付いたします。
- **安定所から交付された確認印のある求人票（写）を7月1日以降、各学校へご提出ください。**
- * 学校では確認印のない求人については受け付けないためご注意ください。

◆ 高卒就職情報WEB提供サービスについて

- 学校ではこのサービスを活用し、求人情報の検索や合同就職面接会等のイベント情報の検索などを行っています。
- 求人票を高卒就職情報WEBサービス上で公開することで、より多くの生徒が求人票等の情報を閲覧できるようになります（求人申込時に公開可否を確認いたします）。
- 全国高等学校便覧に学校情報が掲載されていますので、学校訪問の際に活用いただけます。

高卒就職情報WEB提供サービス

<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>



⑥ 外国人雇用管理セミナーのご案内（申込期限：令和6年6月12日 先着300名様）

外国人労働者の適切な雇用管理の推進を図る目的として、外国人労働者を雇用している事業主、あるいは外国人労働者の雇用を予定している事業主を対象に「外国人雇用管理セミナー」を開催いたします。

日 時：令和6年6月28日（金） 13:30～16:10

場 所：とちぎ男女共同参画センター（パルティ） 栃木県宇都宮市野沢町4-1

申込方法：下記の栃木労働局HPからお申し込みください。

栃木労働局 > ニュース&トピックス > イベント情報

> 【安定】令和6年度「外国人雇用管理セミナー」開催のお知らせ

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/news_topics/event_info/gaikokujin_00002.html

【問合せ】栃木労働局職業安定部職業対策課 TEL：028-610-3557



⑦ フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます！（令和6年11月施行予定）

近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、次の2つを目的としています。

- ① フリーランスの方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化
- ② フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などを義務付けることとしています。

この法律は、令和6年11月の施行を予定しています。法律の概要や最新の情報など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳しくは
こちらへ

